

雇児発1128第4号

平成23年11月28日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の実施について」  
の一部改正について

標記の事業については、平成17年2月21日雇児発第0221002号本職通知の「小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の実施について」（以下「通知」という。）により行われているところであるが、今般、通知の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成24年1月1日から適用することとされたので通知する。

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="118 248 277 272">第1～第10（略）</p> <p data-bbox="118 432 232 456">別表1（略）</p>	<p data-bbox="1149 248 1308 272">第1～第10（略）</p> <p data-bbox="1149 432 1263 456">別表1（略）</p>

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱新旧対照表

新					旧						
別表2					別表2						
徴収基準額表					徴収基準額表						
階層区分	世帯の階層(細)区分			徴収基準月額	徴収基準加算月額	階層区分	世帯の階層(細)区分			徴収基準月額	徴収基準加算月額
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			円 0	円 0	A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			円 0	円 0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯			1,100	110	B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯			1,100	110
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	C1 階層	2,250	230	C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	C1 階層	2,250	230
		所得割の額のある世帯	C2 階層	2,900	290			所得割の額のある世帯	C2 階層	2,900	290
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額2,400円以下	D1 階層	3,450	350	D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額2,400円以下	D1 階層	3,450	350
		2,401 ~ 4,800 円	D2 "	3,800	380			2,401 ~ 4,800 円	D2 "	3,800	380
		4,801 ~ 8,400 円	D3 "	4,250	430			4,801 ~ 8,400 円	D3 "	4,250	430
		8,401 ~ 12,000 円	D4 "	4,700	470			8,401 ~ 12,000 円	D4 "	4,700	470
		12,001 ~ 16,200 円	D5 "	5,500	550			12,001 ~ 16,200 円	D5 "	5,500	550
		16,201 ~ 21,000 円	D6 "	6,250	630			16,201 ~ 21,000 円	D6 "	6,250	630
		21,001 ~ 46,200 円	D7 "	8,100	810			21,001 ~ 46,200 円	D7 "	8,100	810
		46,201 ~ 60,000 円	D8 "	9,350	940			46,201 ~ 60,000 円	D8 "	9,350	940
		60,001 ~ 78,000 円	D9 "	11,550	1,160			60,001 ~ 78,000 円	D9 "	11,550	1,160
		78,001 ~ 100,500 円	D10 "	13,750	1,380			78,001 ~ 100,500 円	D10 "	13,750	1,380
		100,501 ~ 190,000 円	D11 "	17,850	1,790			100,501 ~ 190,000 円	D11 "	17,850	1,790
		190,001 ~ 299,500 円	D12 "	22,000	2,200			190,001 ~ 299,500 円	D12 "	22,000	2,200
		299,501 ~ 831,900 円	D13 "	26,150	2,620			299,501 ~ 831,900 円	D13 "	26,150	2,620
		831,901 ~ 1,467,000 円	D14 "	40,350	4,040			831,901 ~ 1,467,000 円	D14 "	40,350	4,040
		1,467,001 ~ 1,632,000 円	D15 "	42,500	4,250			1,467,001 ~ 1,632,000 円	D15 "	42,500	4,250
		1,632,001 ~ 2,302,900 円	D16 "	51,450	5,150			1,632,001 ~ 2,302,900 円	D16 "	51,450	5,150
		2,302,901 ~ 3,117,000 円	D17 "	61,250	6,130			2,302,901 ~ 3,117,000 円	D17 "	61,250	6,130
		3,117,001 ~ 4,173,000 円	D18 "	71,900	7,190			3,117,001 ~ 4,173,000 円	D18 "	71,900	7,190
		4,173,001 円以上	D19 "	全 額				4,173,001 円以上	D19 "	全 額	
				全 額	左の徴収基準月額の10%。ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円					全 額	左の徴収基準月額の10%。ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱新旧対照表

新	旧
備考	備考
<p>1 徴収月額の特例</p> <p>ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別表2の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。</p> <p>イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。</p> <p>ウ 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。</p> <p>2 世帯階層区分の認定</p> <p>(1) 認定の原則</p> <p>世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。</p> <p>(2) 認定の基礎となる用語の定義</p> <p>ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数箇月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。</p> <p>イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族(父母、祖父母、養父母等)、兄弟姉妹(ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。)並びにそれ以外の三親等以内の親族(叔父、叔母等)で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者(以下「世帯外扶養義務者」という。)の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。</p>	<p>1 徴収月額の特例</p> <p>ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別表2の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。</p> <p>イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。</p> <p>ウ 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。</p> <p>2 世帯階層区分の認定</p> <p>(1) 認定の原則</p> <p>世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。</p> <p>(2) 認定の基礎となる用語の定義</p> <p>ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数箇月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。</p> <p>イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族(父母、祖父母、養父母等)、兄弟姉妹(ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。)並びにそれ以外の三親等以内の親族(叔父、叔母等)で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者(以下「世帯外扶養義務者」という。)の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。</p>

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱新旧対照表

新	旧
<p>ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法（<u>昭和40年法律第33号</u>）、租税特別措置法（<u>昭和32年法律第26号</u>）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（<u>昭和22年法律第175号</u>）の規定及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「<u>控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて</u>」によって計算された所得税の額（ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条の規定は適用しない。）、地方税法により賦課される市町村民税、（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8及び同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しない。）、生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）をいう。まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。</p> <p>(3) 徴収基準額表の適用時期 毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。</p> <p>3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、市町村が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。</p> <p>4 徴収基準額の特例 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。</p>	<p>ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法、租税特別措置法、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額（ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条の規定は適用しない。）、地方税法により賦課される市町村民税、（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8及び同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しない。）、生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）をいう。まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。</p> <p>(3) 徴収基準額表の適用時期 毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。</p> <p>3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、市町村が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。</p> <p>4 徴収基準額の特例 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。</p>

(改正後全文)

雇児発第0221002号  
平成17年2月21日

第一次改正 平成18年9月25日 雇児発第0925002号  
第二次改正 平成20年5月12日 雇児発第0512002号  
第三次改正 平成21年3月30日 雇児発第0330002号  
第四次改正 平成22年3月25日 雇児発0325第16号  
第五次改正 平成23年4月1日 雇児発0401第22号  
第六次改正 平成23年11月28日 雇児発1128第4号

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

#### 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の実施について

小児慢性特定疾患治療研究事業については、平成17年2月21日雇児発第0221001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「新たな小児慢性特定疾患対策の確立について」により実施要綱が示されたところであるが、日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾患児に対しては、日常生活用具を給付することにより日常生活の便宜を図ることが必要である。

このため、今般、別添のとおり「小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱」を定め、平成17年4月1日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）等に周知徹底を図るとともに、事業が円滑に実施されるよう特段のご配慮を願いたい。

## 別 添

### 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱

#### 第1 目的

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業は、平成17年2月21日雇児発第0221001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「新たな小児慢性特定疾患対策の確立について」に基づく事業（以下「小児慢性特定疾患治療研究事業」という。）の対象となっている者（以下「小児慢性特定疾患児」という。）に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付すること（以下「給付」という。）により、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

#### 第2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

#### 第3 用具の種目及び給付の対象者

給付の対象となる用具の種目は、別表1の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は同表の「対象者」欄に掲げる小児慢性特定疾患児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）による施策（小児慢性特定疾患治療研究事業を除く。）及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）による施策の対象とはならない者に限る。）とする。

#### 第4 給付の申請

- 1 市町村は、用具の給付を希望する対象者の保護者（以下「申請者」という。）に対し、日常生活用具給付申請書（以下「申請書」という。）（別紙様式例1）に小児慢性特定疾患医療受診券の写しを添えて申請させるものとする。
- 2 申請書を受理した市町村は、当該対象者の身体の状態、介護の状態、家庭の経済状況及び住宅環境等を実地に調査し、すみやかに「調査書」（別紙様式例2）を作成すること。

#### 第5 給付の決定

- 1 市町村は、内容を審査の上、用具の給付を行うかどうかを決定するものとする。
- 2 市町村は、用具の給付を行うことを決定した場合には、日常生活用具給付決定通知書（別紙様式例3）及び日常生活用具給付券（以下「給付券」という。）（別紙様式例4）を、その申請を却下することを決定した場合には、却下決定通知書（別紙様式例5）を、それぞれ申請者に交付するものとする。

#### 第6 用具の給付

- 1 市町村は、用具の給付を行う場合には、用具の製作もしくは販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。
- 2 市町村は、業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保でき

るよう経営規模、地理的条件、アフターサービスの可能性等を十分勘案の上決定するものとする。

#### 第7 費用の負担及び支払い

- 1 対象者の扶養義務者は、用具の給付を受けたときは、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部を負担するものとする。
- 2 1により扶養義務者が負担する額の基準は、別表2に定める額とする。
- 3 扶養義務者は、用具を納付する業者に対し給付券を添えて、2により負担することとされている額を支払うものとする。
- 4 市町村は、用具を納付した業者からの請求により、給付に必要な用具の購入に要した額から3により扶養義務者が直接業者に支払った額を減じた額を支払うものとする。
- 5 4による費用の請求は給付券を添付して行うものとする。

#### 第8 用具の管理

- 1 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。
- 2 1に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることがあるものとする。

#### 第9 給付台帳の整備

市町村は、用具の給付の状況を明確にするため「日常生活用具／給付台帳」を整備しておくものとする。

#### 第10 国の補助

国は別に定めるところにより補助するものとする。



別表 1

種 目	対 象 者	性 能 等
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾患児が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
歩行支援用具	下肢が不自由な者	<p>おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。</p> <p>ア 小児慢性特定疾患児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。</p> <p>イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。</p>
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの。
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの。

体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾患児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾患児の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの。
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。
ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの。
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの。

別表2

## 徴収基準額表

階層区分	世帯の階層(細)区分			徴収基準 月 額	徴収基準 加算月額
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			円 0	円 0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯			1,100	110
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	C1 階層	2,250	230
		所得割の額のある世帯	C2 階層	2,900	290
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額2,400円以下	D1 階層	3,450	350
		2,401 ~ 4,800 円	D2 //	3,800	380
		4,801 ~ 8,400 円	D3 //	4,250	430
		8,401 ~ 12,000 円	D4 //	4,700	470
		12,001 ~ 16,200 円	D5 //	5,500	550
		16,201 ~ 21,000 円	D6 //	6,250	630
		21,001 ~ 46,200 円	D7 //	8,100	810
		46,201 ~ 60,000 円	D8 //	9,350	940
		60,001 ~ 78,000 円	D9 //	11,550	1,160
		78,001 ~ 100,500 円	D10 //	13,750	1,380
		100,501 ~ 190,000 円	D11 //	17,850	1,790
		190,001 ~ 299,500 円	D12 //	22,000	2,200
		299,501 ~ 831,900 円	D13 //	26,150	2,620
		831,901 ~ 1,467,000 円	D14 //	40,350	4,040
		1,467,001 ~ 1,632,000 円	D15 //	42,500	4,250
		1,632,001 ~ 2,302,900 円	D16 //	51,450	5,150
		2,302,901 ~ 3,117,000 円	D17 //	61,250	6,130
		3,117,001 ~ 4,173,000 円	D18 //	71,900	7,190
		4,173,001 円以上	D19 //	全 額	左の徴収基準月額 の10%。 ただし、 その額が 8,560円 に満たない 場合は 8,560円

## 備考

## 1 徴収月額の決定の特例

ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別表2の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

## 2 世帯階層区分の認定

## (1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。

## (2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数箇月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族(父母、祖父母、養父母等)、兄弟姉妹(ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。)並びにそれ以外の三親等以内の親族(叔父、叔母等)で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者(以下「世帯外扶養義務者」という。)の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額(ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条の規定は適用しない。)、地方税法により賦課される市町村民税、(ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8及び同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しない。)、生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付(以下「支援給付」という。)をいう。まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除(地方税法第323条による免除。以下同じ。)の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

## (3) 徴収基準額表の適用時期

毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、市町村が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。

## 4 徴収基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。